



# 国立大学リスクマネジメント情報

2009(平成21)年1月号

<http://www.janu-s.co.jp/>

## 特集テーマ

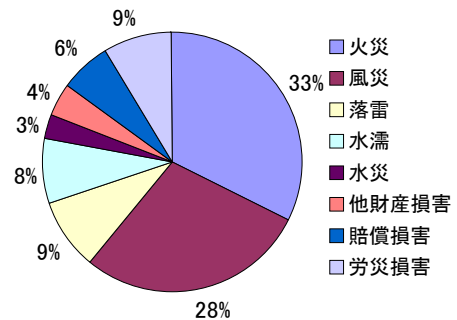
### 火災リスクとその対策

年末年始、晴天が続いた日本列島各地では多くの火災が発生し、痛ましい犠牲者の報道が続きました。本号では、国立大学における火災リスクとその対策についてご紹介します。

#### 最大の保険金支払原因：火災

平成20年12月までの国大協保険の保険金支払額を見ると、火災事故の割合は33%であり、最大の保険金支払原因となっています。

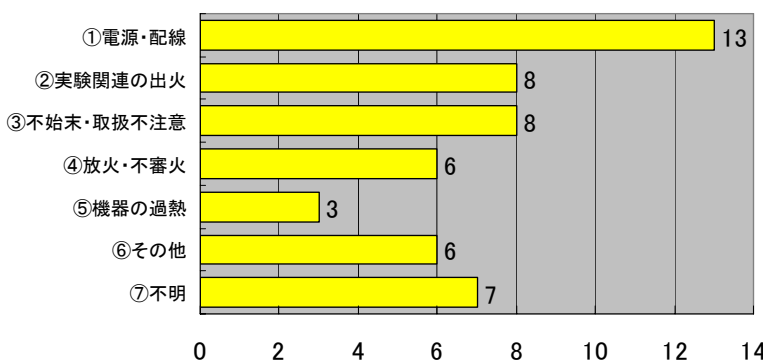
火災事故による保険金支払額の高額3位は以下の表のとおりで、①の事故は国大協保険では1億5千万円を超える最大の保険金支払事故となっています。大学の火災で全焼となるケースは少ないと考えられますが、本件では木造の建物等のため全焼となり大きな被害となりました。



例	事故状況
①	引込電線の漏電もしくはショートによると思われる出火により農学研究科の作業ハウス、脱穀調整場、牛舎等が全焼、収納庫が半焼。
②	超磁波発生装置から出火。
③	工学部実験棟で配線の発熱が原因と思われる火災が発生、1室を全焼、6室で煙と消火活動により被害が生じた。

#### 支払い事例に見る出火原因

平成16年4月～平成20年12月に国大協保険メニュー1の財産保険（基本補償）の火災関連事故として保険金支払いがあったもの51件の出火原因は以下のとおりです。



一般の出火原因と比べて特徴を読み取ることができます。

電源・配線からの出火は漏電やトラッキング（電源部のホコリによりプラグの電極間で放電が始まり発火すること）によるもので、火の不始末・取扱い不注意の多くは寮・宿舍、課外活動の部室で発生しています。

#### （参考）一般の出火原因

平成20年の『消防白書』によれば、平成19年中の出火原因の1位は放火6,558件で、放火の疑い4,584件と合わせると全体の2割に達します。こんろ、たばこ、たき火、火遊び、ストーブ…、火の不始末や取扱いに関連した出火原因が続きます。

（平成20年『消防白書』<http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h20/h20/index.html> 第1章第1節4参照）

#### 次号特集テーマ

#### 臨床研究指針改定への対応

臨床研究指針改定の概要 / 賠償責任と補償責任 / 補償責任への対応 他



## 支払い事例に見る大学の火災の特徴

### 1) 高額機器の損失

火災による損害額が大きくなる要因として考えられるのは、高額の装置や機器の保有です。  
 前頁表の例②の火災では、超磁波発生装置から出火し、装置自体の関連損害は約 4,400 万円となりました。こうした電気・電子機器では、火災時の煙により被害が拡大することがあります。例③の火災では、火災が発生した部屋では装置・機器の損害はありませんでしたが、熱風、すす、煙により他の6室の装置・機器に約 1,500 万円の損害が発生しました。

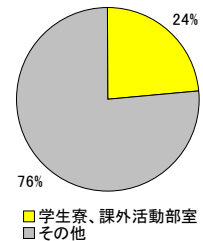
### 2) 実験に関連した火災

実験に関連した火災も特徴として挙げられます。1 頁の火災件数のうち実験中又は実験機器に関連して発生したものは8件になります。  
 理系の研究室を有する大学では、発火性の薬品を扱っていたり、化学反応や動物実験等のために加熱器具を使用したりしており、多くの実験が火災の危険と隣り合わせで行われていると言えます。

### 3) 1/4をしめる学生関連施設の火災

1 頁の火災件数 51 件のうち学生寮や課外活動の部室等、学生関連施設で発生したものは 12 件に達します。学生寮では、調理器具や電気ストーブ等といった一般家庭で考えられる原因により火災が発生しています。  
 また、放火・不審火による火災（推定含む）の多くが課外活動施設で発生しています。

例	事故状況
④	寄宿舎4階から出火。出火部屋と一部廊下を焼損。全建物が消火活動により汚損、水損。原因はタバコの火の不始末と推定。
⑤	水泳部部室の窓ガラスを割り侵入しゴミ箱に放火。
⑥	クラブ部室棟で連続して火災が発生。放火の疑いが強い。



### 4) 水濡れによる損害の拡大

軽微な火災でも、スプリンクラーの作動や消火活動により大きな被害が発生する可能性があります。

## 支払い事例から分かる防火対策のポイント

保険金支払い事例に見る大学における火災事故の特徴は上記のとおりであり、防火対策もそれに対応して行うことがポイントとなります。

### 1) 電気機器・配線関連

- コンセント等の配線は安全か？ コンデンサー等は老朽化していないか？ 漏電の点検は行われているか？
- トラッキングを起こさないように、コンセント等の掃除を行っているか？



(タコ足配線による出火)

### 2) 実験、薬品危険物、装置・機器関連

- 各種法令に定められた管理が行われているか？
- 実験等を行う教職員の安全管理意識は十分か？
- 学生・生徒に対する安全教育・指導は十分に行われているか？
- 装置・機器の安全な取扱いが徹底されているか？ 高額な装置・機器に対する認識はあるか？

### 3) 学生寮、課外活動施設、放火関連

- 学生寮や課外活動施設を使用する学生に対して防火教育が十分行われているか？
- 清掃、整理整頓は行われているか？ 外灯等は設置されているか？ 地域と連携した不審者対策がとられているか？

多くの大学で地震等を想定した全学での防災訓練が行われていますが、日常の防火に関しては自衛消防隊等による建物ごとのきめ細かな訓練の実施が効果的といえます。



- 化学同人編集部編『実験を安全に行うために』（化学同人）
- 『安全工学』Vol.47 No.6 (2008) 刈間理介「米国の大学の教育・研究における安全教育」
- 消防防災博物館 火災原因調査シリーズ No.26 大学研究室の火災  
 ⇒ [http://www.bousaihaku.com/cgi-bin/hp/index2.cgi?ac1=B311&Page=hpd2\\_tmp](http://www.bousaihaku.com/cgi-bin/hp/index2.cgi?ac1=B311&Page=hpd2_tmp)



## 火災保険適用のポイント

### ① 火災に対する保険の適用と支払われる保険金

火災事故に対しては **国大協保険メニュー1 財産保険（基本補償）** により保険金が支払われます。支払われる保険金等は、損害保険金、臨時費用保険金、残存物片付け費用保険金、失火見舞費用保険金、修理付帯費用保険金、損害防止費用となります。

1頁表の例②の火災では、消火のため特殊な消火装置が作動し、その薬剤の再購入等のため約1,400万円が損害防止費用として支払われています。

なお、国立大学法人等災害復旧事業の対象となる「大火」は、火災を被った市町村に対して災害救助法が発動される等の条件を満たすものであり、一般に大学で発生する火災は対象とならないため国大協保険により対応することとなります。

### ② 失火者の賠償責任

火災を発生させた者が特定できる場合、その賠償責任は問われませんか？

失火者の賠償責任については、「失火ノ責任ニ関スル法律」（失火法）が適用され、故意又は重過失の場合のみ不法行為による賠償責任が問われます。学生が研究室で火災を発生させた場合、故意又は重過失でなければ不法行為による賠償責任を負いません。重過失による賠償責任に対しては、正課・学校行事中であれば学生が加入する **学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）**、**学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）** で対応することが可能です。

一方、学生寮や職員宿舎の入居者が起こした火災の場合には、貸主である大学に対して債務不履行による賠償責任が発生することが考えられます。この場合は失火法は適用されず軽過失等であっても賠償責任が免除されません。学生寮への入居に当たっては、**付帯学総（下宿・寄宿生用）** 等の借家人賠償を補償する保険に加入させることが考えられます。また、留学生が民間の借家を借りる場合には、**留学生住宅総合補償等** に加入させることが考えられます。

種別	例	故意	重過失	軽過失等
不法行為責任	実験中の学生の失火による大学への賠償	賠償責任あり ⇒ <b>付帯賠償</b> : 免責 <b>付帯学総</b> : 免責 他の <b>個人賠償保険</b> : 免責	賠償責任あり ⇒ <b>付帯賠償</b> : 可 <b>付帯学総</b> : 可 他の <b>個人賠償保険</b> : 可	賠償責任なし
	学生寮入居者の失火による隣室入居者への賠償	賠償責任あり ⇒ <b>付帯賠償</b> : 免責 <b>付帯学総</b> : 免責 他の <b>個人賠償保険</b> : 免責	賠償責任あり ⇒ <b>付帯賠償</b> : 対象外 <b>付帯学総</b> : 可 他の <b>個人賠償保険</b> : 可	賠償責任なし
債務不履行	学生寮入居者の失火による貸主である大学への賠償	賠償責任あり ⇒ <b>付帯賠償</b> : 対象外 <b>付帯学総(下宿)</b> : 免責 他の <b>借家人賠償保険</b> : 免責 他の <b>個人賠償保険</b> : 免責	賠償責任あり ⇒ <b>付帯賠償</b> : 対象外 <b>付帯学総(下宿)</b> : 可 他の <b>借家人賠償保険</b> : 可 他の <b>個人賠償保険</b> : 免責	

### ③ 保険会社の求償権

火災事故により大学が被る損害に対しては、まず上記①のとおり **国大協保険メニュー1** により保険金の請求を行うこととなりますが、上記②により失火者に賠償責任が生じた場合には保険会社が求償を行うことが考えられます。

ただし、実際の求償権の行使については状況により判断され、特に失火者が学生や教職員である場合には教育的配慮や雇用関係等が考慮されることとなります。

### ④ 火災保険の保険料見直しと国大協保険

損害保険各社では、今年秋をめどに一般の火災保険の保険料の見直しを予定しています。住宅構造区分の簡素化等による保険料改定、改正保険法に対応した商品内容とするものです。

しかし、国大協保険メニュー1の保険料は、一般の火災保険の保険料算出方法ではなく個別方式によっているため直接的な影響は無いものと思われませんが、現行の保険料水準に変更が生じる場合には、国大協において再見積もり等の適切な措置がとられることとなります。



## リスクマネジメントの現場

## 自衛消防隊の活動に消防署長賞

お茶の水女子大学では、毎年、若手事務職員により編成された自衛消防隊が消防署主催の自衛消防技術発表会に参加し優秀な成績を収めてきましたが、このような地道な活動が評価され、昨年11月、小石川消防署長賞を受賞しました。

同大の事務職員は約100名で、昭和47年から毎年3～4名の若手職員が発表会に出場することにより、大半の事務職員が基本的な自衛消防隊の技術を習得しており、火災に対する初期対応体制の確立に大きく貢献しています。

特に、同大のキャンパスには幼稚園から高校までの附属学校があり、基本的な消防技術を習得した職員が附属学校に配属されることにより、きめ細かな自衛消防活動を行うことが期待されています。



08/12月

## 大学リスクマネジメント News PickUp

- 12. 2 厚生労働省は麻しん(はしか)の追加接種が13歳で56.4%、18歳で47.6%と発表。
- 12. 2 A大学のセクハラ等相談リストがインターネット上に流出していたことが明らかに。カウンセリング担当嘱託職員がリストを自宅に持ち帰っていた。
- 12. 4 米国ハーバード大の大学基金が4か月間で80億ドル(約7400億円)、22%の損失と報道。
- 12. 4 B大学陸上部員が強制わいせつ容疑で逮捕、部長と監督が辞任と報道。
- 12. 6 大手生命保険会社の保険外交員が適応障害になったのは営業所長や同僚のパワー・ハラスメントが原因として労働基準監督署が労災認定。
- 12. 7 C大学等を運営する学校法人がデリバティブ取引で約34億円の損失を出していたことが報道。
- 12. 12 D大学は研究員3人が勤務時間中に担当教授の指示により外部で非常勤講師のアルバイトをしていたと発表。
- 12. 12 E大学は研究室から学生464人の成績の入ったパソコンが盗まれたと発表。
- 12. 16 米国エール大学は資産運用に失敗し59億ドル(約5250億円)、25%の損失と発表。
- 12. 17 東京都杉並区の小学校で児童が屋上の天窓から転落し死亡した事故で校長と引率の教諭が業務上過失致死容疑で書類送検。
- 12. 18 株式会社設立のF大学が平成21年度の学生募集を停止することが報道。
- 12. 18 G大学はセクハラをして依願退職した教授が上司の口頭注意の後に他の学生にセクハラを行っていたと発表。同大ではセクハラ問題が相次いだことから学長が10%、常勤理事と副学長8人が5%ずつ報酬1か月分自主返納。
- 12. 18 H大学は論文の盗用があったとして教授を停職3か月の懲戒処分と発表。
- 12. 24 I 大学はハラスメントをしたとして教授を停職1か月の懲戒処分にしたと発表。同教授は事実誤認として無効確認と執行停止を求めて提訴。
- 12. 24 J大学は約1800万円の科研費の不正処理や不正受給があったと発表。
- 12. 24 K大学は元教授や准教授ら3人にセクハラやアカデミック・ハラスメントがあったと発表。
- 12. 25 L大学英国人講師が覚せい剤取締法違反で逮捕されていたことが報道。
- 12. 26 M大学の学生が論文をねつ造したと発表され名誉を傷つけられたとして論文共著者の教授2人を訴えていた損害賠償訴訟で地裁は請求を棄却。
- 12. 26 N大学はセクハラを理由に3か月の停職処分を受けた教授が処分取り消し等を同大学に求めている訴訟で和解が成立したと発表。処分は確定、教授は請求を放棄するが09年4月から通常の教員活動に復帰。
- 12. 27 O大学は附属病院非常勤講師が患者43人分の個人情報を持って私用パソコンで持ち出し、盗難被害に遭ったと発表。
- 12. 27 P大学の3つのゼミがアカデミック・ハラスメントを理由に開催停止となっていることが報道。
- 12. 30 Q大学は霊感商法事件でトラブルが多発している団体に活動拠点として自宅を提供していたとして准教授を諭旨解雇処分としたと発表。



リスクマネジメント最新情報

新型インフルエンザ対策(その2)

新型インフルエンザに関する対策については前号(12月号)でご紹介しましたが、年明け早々、中国で鳥インフルエンザへの感染により1人が死亡していたことが報じられました。その後もベトナム1例、エジプト1例、中国6例が報告されています。(1/27 現在)

新型インフルエンザは、前号でご紹介したとおり鳥インフルエンザウイルスが突然変異してヒトの間で伝播する可能性が高いと予測されています。国内における対策の整備だけでなく、海外での新型インフルエンザ発生への対応策の策定を急ぐことも必要です。

(09.1.19 現在)

Table with 3 columns: 国, 症例数, 死亡数. Rows include Indonesia, Vietnam, Egypt, China, Thailand, Turkey, Others, and Total.

鳥インフルエンザ発症国は?

09年1月19日WHO公表の資料によれば、15ヶ国で397症例、249人の死亡が報告されています。10症例以上が報告されている国は右表のとおりとなります。

Cumulative Number of Confirmed Human Cases of Avian Influenza A/(H5N1) Reported to WHO から作成

海外での発生に対する大学の対策

大学では海外の様々な国や地域に学生、教職員が渡航しています。海外事務所を設置したり研究拠点を有する大学もあります。もし、新型インフルエンザが学生、教職員が渡航する国や地域で発生した場合にどのように対応するのか、決めておくことが必要です。

また、留学生の受入や研究者の交流も活発に行われており、新型インフルエンザが発生した地域から感染者や感染のおそれのある者が来訪することも考えられます。

前号でもお知らせした関連情報、特に以下のサイトを参考にご検討をお進めください。



- 内閣官房新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議 (平成20.11.28第22回配付資料) ←政府の「行動計画」、「ガイドライン」改定案
○ 外務省 (海外渡航者のための鳥及び新型インフルエンザに関するQ&A)
○ 文部科学省 (新型インフルエンザ対策)
○ 労働者健康福祉機構海外勤務健康管理センター (海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン)
○ 日本貿易振興機構 (ジェトロ) (アジア各国の新型インフルエンザ対策)

<例> 海外での新型インフルエンザ発生に対する大学の主な対応

Table with 6 columns: 区分, WHO フェイス, 発生地域短期渡航者, 発生地域に在留中の者 (帰国可能者, 在留必要者), 発生地域への渡航, 発生地域からの学生、研究者の帰国及び来訪, 附属病院等. Rows (I), (II), (III) describe response measures for different scenarios.



## 国大協保険の基礎知識（４）

# メニュー１の構成

### 国大協保険の特色⇒火災保険を軸にした単一の保険商品

国大協保険メニュー１は、一般の保険の火災保険に当たる**財産保険（基本補償）**を軸に**財産系特約**、**賠償系特約**、**労災系特約**が付帯する構成の単体の保険商品で、国立大学の法人化に対応して開発された他に例の無いユニークな保険です。

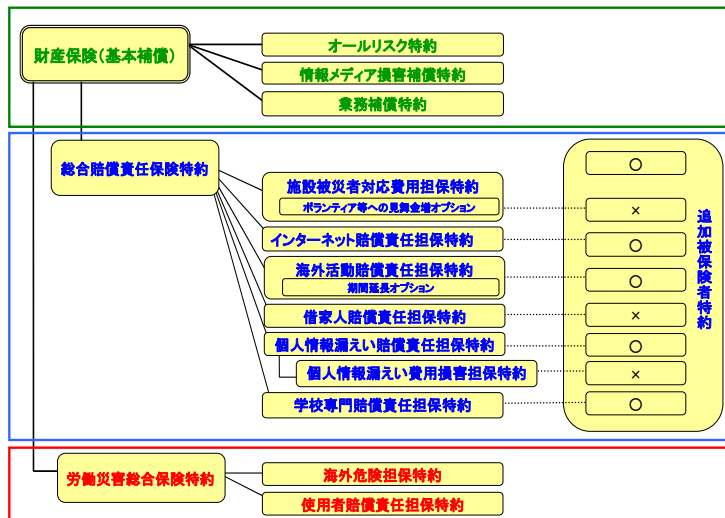
単一の保険商品とすることにより、事務処理のコストを大幅に削減する等、全体で運営できるメリットを持っています。

**財産保険（基本補償）**への加入が必須で、**賠償系特約**への加入には**総合賠償責任保険特約**への加入、**労災系特約**への加入には**労働災害総合保険特約**への加入が必須となっています。

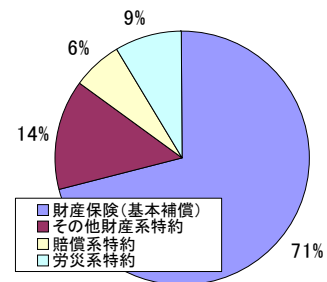
### 制度検討時の議論⇒どちらを軸に設計するか

国大協保険の創設検討段階では、火災保険を軸とする構成にするのか、賠償責任保険を軸とする構成にするのか、大きく意見が分かれました。平成15年9月にまとめられた基本構想（「国立大学法人総合損害保険制度の開発検討について－中間まとめ－（ドラフト）」）は、火災保険を軸とする現在の構成を提案しましたが、当時、いくつかの大学から賠償責任保険を軸とすべきとの意見が出されました。その論拠の要旨は、国立大学では殆ど火災事故は発生しておらず火災保険への加入を必須とすることは保険料を大きくすることになり、むしろ国の賠償制度から独立することに対応し賠償責任保険を軸とした構成にすべきである、というものでした。

〔国大協保険メニュー１の構成〕



平成16年度の国大協保険スタートから5年が経過した保険金支払状況を見ると、火災保険に相当する財産保険（基本補償）が件数の約6割、支払額の約7割を占めており、火災保険を軸とする現在の構成が損害の補償としては適切だったこととなります。



〔保険金支払額〕

### 保険ご担当者コーナー

○ 平成21年1月28日、平成21年度の国立大学法人総合損害保険、国立大学法人ボイラ保険・検査制度の募集が開始されました。主な日程は以下のとおりとなっています。

(国大協保険)	加入依頼書締切：3月6日	保険料期限：21年度運営費交付金交付の翌日
(ボイラ)	データ締切：2月13日	加入依頼書締切：3月13日
		保険料期限：3月25日

### 配信について

本誌は、各国立大学・大学共同利用機関の国大協保険ご担当者、国大協連絡登録先等にメールで配信させていただいております。配信の登録、解除は以下のホームページから願います。  
<http://www.janu-s.co.jp/risk.html>

### 情報提供のお願い

各大学等でのリスクマネジメントに関する取組み、事故・事件への対応のご経験、ご感想、ご要望等をお寄せください。  
⇒ [info@janu-s.co.jp](mailto:info@janu-s.co.jp)

発行 有限会社 国大協サービス  
東京都千代田区神田錦町3-2-3

協力 株式会社インターリスク総研  
三井住友海上火災保険株式会社